

福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市内での就職を検討している福井県外在住者に対して、福井市が実施する福井市社会人U・Iターン就職促進事業(以下「促進事業」という。)への参加にかかる費用の負担を軽減し、促進事業への参加を促すため、予算の範囲内で助成することについて、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金(以下「助成金」という。)の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、促進事業への参加者で、求職者及びその世帯員とする。

(交付基準)

第3条 この助成金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、事業への参加にかかる費用とし、別表1のとおりとする。

2 この助成金の交付限度額は別表2のとおりとし、別表1により算出した額を限度として交付する。

(対象外経費)

第4条 次に掲げる費用について、助成金の対象外経費とする。

- (1) 前泊又は後泊に係るもの
- (2) 駐車場の使用料に係るもの
- (3) その他対象経費として適当でないと市長が判断するもの

(助成金交付申請)

第5条 求職者のうち、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、促進事業に参加する前日までに、交付対象者の身分証明書の写しを添付のうえ、福井市社会人U・Iターン就職促進事業参加申込書兼助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは助成金の交付を決定し、速やかに福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更)

第7条 交付対象者は、交付決定の内容又は交付決定額に変更が生じるとき(軽微な変更を除く。)は、福井市社会人U・Iターン就職促進事業変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を確認し、妥当と認められるときは、福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、促進事業に参加した日から起算して1月以内に、支出に係る領収書等の写しを添えて福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された報告書等に基づき、内容を審査し、助成額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成額を確定したときは、福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金額の確定通知書（様式第6号）により、速やかに当該交付対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 前条の通知を受けた交付対象者が助成金の交付を受けようとするときは、福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに交付対象者に助成金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し及び金額の変更）

第12条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときには、助成金の交付決定を取り消し、又はその額を変更することができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 促進事業に参加しなかったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他不正の行為があると認められたとき。
- (4) 前2号に掲げる場合のほか、助成額を変更すべき事由が生じたとき。

（関係図書の保存）

第13条 助成金の交付を受けた交付対象者は、助成金の交付にかかる関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、助成金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

対象経費

(1) 交通費

交付対象者の住所のある都道府県	求職者	世帯員
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	12,000円	6,000円
埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県	11,000円	5,000円
島根県及び香川県	10,000円	
群馬県、岡山県及び徳島県	9,000円	4,000円
静岡県及び和歌山県	8,000円	
山梨県及び鳥取県	7,000円	3,000円
長野県、大阪府及び兵庫県	6,000円	
三重県及び奈良県	5,000円	2,000円
富山県、愛知県、滋賀県及び京都府	4,000円	
岐阜県	3,000円	1,000円
石川県	2,000円	

一人当たりの助成額とする。

(2) 宿泊料

宿泊料	求職者	世帯員
福井市内の宿泊施設での宿泊料 (1泊2日の参加の場合に限る。)	3,000円	1,000円

一人当たりの助成限度額とする。

別表2（第3条第2項関係）

交付限度額

	求職者	世帯員	備考
一人当たりの限度額	12,000円	6,000円	求職者数×12,000円 と世帯員数×6,000円 の合計額が30,000円 を超える場合は、 30,000円となる。
1世帯当たりの限度額	30,000円		

一人当たりの限度額は、別表1に掲げる費目（交通費及び宿泊料）の合計とする。